

栃木県環境保全型農業推進基本方針

令和 3 (2021)年 3 月 31 日策定

1 趣旨

食の安全性や環境問題に対する社会的関心が高まる中、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、農業分野においても、農業生産に伴う環境への負荷を極力小さくすることや、農業の持つ自然循環機能の活用等、環境と調和した取組が求められている。

国においては、「食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）」において、「農業の自然循環機能が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない」とし、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）」や「食料・農業・農村基本計画（令和 2 (2020)年 3 月 31 日閣議決定）」等において、環境保全型農業の推進を位置付けている。

そこで、本県では、栃木県農業振興計画で示された方向に沿って、持続性の高い環境保全型農業の積極的な取組を推進する。

2 環境保全型農業推進の考え方

本基本方針において「環境保全型農業」とは、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」をいう（環境保全型農業の基本的考え方（平成 6 (1994)年 4 月農林水産省環境保全型農業推進本部））。また、本基本方針の対象は、有機農業や IPM（総合的病害虫・雑草管理）等、農業生産活動に伴う環境負荷の軽減に係る取組とする。

なお、本県における環境保全型農業の推進にあたっては、「“エコ農業とちぎ”推進方針（平成 26(2014)年 3 月策定、平成 31(2019)年 3 月期間満了）」の考え方を引き継ぎ、上記の「環境保全型農業」に「地球温暖化防止」「生物多様性の維持・向上」及び「食の安全・安心・信頼性の確保」を加えた総合的な取組の充実・発展を図るものとする。

3 推進方策

(1) 環境保全に効果の高い農業生産活動の面的な実践促進

- ① 栃木県 GAP 規範・栃木県 GAP 推進方針に基づく、環境保全、食品安全、労働安全等の農業生産における持続可能性を確保する GAP（農業生産工程管理）の取組拡大推進
- ② 日本型直接支払制度（環境保全型農業直接支払）を活用した、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組の推進

- ③発生予察等に基づく効率的かつ適正な農薬使用、I P M（総合的病害虫・雑草管理）等環境保全型農業技術の開発・普及拡大による、化学合成農薬の使用量低減推進
 - ④栃木県有機農業推進計画に基づく、自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境負荷を大幅に低減する有機農業の取組推進
 - ⑤土壌診断や生育診断に基づく適正施肥や局所施肥、肥効調節型肥料の活用、堆肥等有機物資源を活用した土づくり等、環境への負荷を低減する施肥技術の実証・普及定着促進
 - ⑥エコファーマー、特別栽培農産物、エコ農業とちぎ実践宣言等の環境保全を目的とした各種取組支援
- (2) 農業生産活動に伴う廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進による循環型社会の形成
- ①関係法令に基づく組織的な使用済農業生産資材の適正処理及び再生利用推進
 - ②生分解性マルチフィルムや中長期展張フィルム等の利用促進による農業用使用済プラスチックの排出量抑制推進
 - ③作物収穫後の残さの堆肥化による農地還元、耕畜連携による良質堆肥の生産・流通・利用、バイオエネルギーの利用等、有機物資源の有効利用推進
- (3) 県民の理解促進による持続的な環境保全型農業の取組への支援
- ①環境に配慮した農業生産により生み出される価値を情報発信することによるエコシカル消費（倫理的消費）・購買行動の促進
 - ②消費者・実需者等によるエコ農業とちぎ応援宣言の拡大推進
 - ③関連団体等との連携やエコ農業とちぎ実践店舗の活用等による、生産者と消費者を結ぶ仕組みづくりの推進

4 推進体制

県は、G A Pの取組推進や日本型直接支払制度（環境保全型農業直接支払）等関連事業の活用により、農業者に対し環境保全型農業の実践を促すとともに、環境保全型農業に関する技術の調査・開発や普及指導等により、環境保全型農業の取組に対する支援を行う。また、インターネット（ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス））の活用、各種イベントにおける展示、シンポジウムの開催やリーフレットの配布等を通じ、環境保全型農業の普及啓発や県民への理解促進を図る。

市町及び関係農業団体等においては、地域の実情に即して環境保全型農業の推進を図るものとする。

なお、県及び関係機関・団体等は、相互に連携を図りながら、本基本方針に基づいて環境保全型農業を積極的に推進する。

【参考：本県における環境保全型農業の現状】

（１）G A P（農業生産工程管理）の取組

J A生産部会を中心に進んできており、肥料や農薬の適正使用、廃棄物の適正処理等の取組が定着してきている。（G A P取組組織数 55 組織、とちぎG A P第三者確認 192 経営体、G A P認証取得 46 経営体：令和 3（2021）年 1 月時点、経営技術課調べ）

（２）環境保全型農業直接支払の取組

地球温暖化防止効果の高いカバークロップの取組を中心に取組面積が増加しており、令和元（2019）年度については 3,484ha となっている。

（３）I P M（総合的病害虫・雑草管理）の取組

生物農薬等の環境に配慮した資材が令和元（2019）年度に 10,670ha で使用され、そのうち天敵農薬が 1,059ha で 5 年前に比べ 3.6 倍（経営技術課調べ）になるなど、化学合成農薬の使用低減に向けた取組が広がっている。

（４）有機農業の取組

平成 30（2018）年度において、生産者数 187 戸、取組面積 415ha（経営技術課調べ）と、平成 20（2008）年度に比べ 2 倍以上の取組の増加が図られている。なお、平成 31（2019）年 4 月 1 日時点の県内の有機 J A S 認証取得面積は 14,893 a、66 戸（農林水産省調べ）となっている。

（５）その他の取組

- ・エコファーマー認定 1,205 件（令和 2（2020）年 3 月末現在）
- ・特別栽培農産物認証 134 件 303ha（令和元（2019）年度）
- ・エコ農業とちぎ実践宣言 2,653 件（令和 3（2021）年 2 月末現在）
- ・肥効調節型肥料の利用 56.0%（令和元（2019）年産・水稻）
- ・農業用使用済プラスチックリサイクル率 93.9%（令和元（2019）年度）
- ・オーガニックファーマーズマーケット～とちぎの台所～出展者 79 団体・来場者約 3,500 人（令和元（2019）年 11 月）
- ・エコ農業とちぎ応援宣言 3,252 件（令和 3（2021）年 2 月末現在）
- ・エコ農業とちぎ実践店舗 29 店舗（令和 3（2021）年 2 月末現在）